

平成 2 8 年度
東京都動物愛護管理審議会（第 2 回）
会議録

平成 2 9 年 2 月 7 日
東京都福祉保健局

(午後 2 時 3 0 分 開会)

○原口環境衛生事業推進担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、第 2 回「東京都動物愛護管理審議会」を開催させていただきます。委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部環境衛生事業推進担当課長の原口でございます。しばらく議事に入りますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

これからは、座って進行させていただきます。

審議会の資料、議事録でございますが、原則公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。また、傍聴についてでございますが、予定数を上回るお申し込みがございました。全員の方に傍聴していただくことにしましたので、一部の方は椅子席の御案内となっております。机がございませんけれども、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは初めに、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第 16 条により、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。

本日の出欠ですが、打越委員、高橋委員、橋本委員、山内委員の 4 名から御都合により御欠席という御連絡をいただいております。また、有田委員、青木委員につきましては、少し遅れるとの御連絡をいただいております。

本審議会の委員数は 17 名、現在の出席数は 11 名で定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、前回御欠席されたため、今回が初めての御出席となる委員を御紹介いたします。

水越委員でございます。

また、委員に交代がございましたので、御紹介いたします。

これまで委員に御就任いただいております東海林委員からの辞任のお申し出がございましたので、新たな委員に御就任いただいております。

崎田委員でございます。

○崎田委員 よろしくをお願いいたします。

○原口環境衛生事業推進担当課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては、林会長をお願いいたします。

○林会長 それでは、議事に入ります。

お手元の議事次第にございますように、本日の議事は「動物愛護相談センター整備基本構想の検討について」ということでございます。事前に資料が配付されておりますが、まず、事務局からこれについて詳しい御説明をいただきたいと思っております。

○根岸健康危機管理推進担当課長 健康危機管理推進担当課長の根岸と申します。私のほ

うから御説明させていただきます。

前回の審議会では、これからのセンターに求められる役割や必要な機能、施設などの整備のあり方について検討を進めるに当たりまして、検討の視点等について委員の皆様から御意見をいただきました。センターの整備に際しましては幅広く意見をいただいた上で、そのコンセプトとなる基本構想を策定したいと考えております。

今回は、前回の審議会で委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえ、基本構想の骨子として整理をいたしました。基本構想について求められる役割や重点的に取り組むべき事項、整備の方向性を中心に御意見をいただきたいと思っております。本骨子については、今後パブリックコメントを実施し、広く都民の皆様からも御意見をいただく予定としております。なお、先月25日は、平成29年度予算を発表したところでございます。本骨子の第五章にも記載してございますが、特に老朽化が進み、狭隘な本所については早期に整備を行うことといたしまして、動物愛護相談センター本所の移転改築に向けた基本設計といたしまして2,500万円を予算案に盛り込んでおります。基本構想策定後、本所の具体的な整備計画を策定して基本設計を行う予定としております。

それでは、骨子について説明をさせていただきます。お手元、A4の横の概要のペーパーと骨子の本文というものがございます。説明は骨子の本文のほうをかいつまんで説明をしたいと思います。

まず、「第一章 基本構想策定の趣旨」でございます。

動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策の中核施設といたしまして、様々な幅広い業務を行っております。センターは本所、城南島出張所、多摩支所の3施設からなっております。特に本所は築40年以上、後で施設の写真等を御紹介したいと思います。城南島出張所と多摩支所は築30年以上が経過していると。かなり老朽化が進んでいるという状況でございます。そのため、動物の飼養等をめぐる近年の状況等を踏まえまして、施策を推進していく上での課題を整理し、これからのセンターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにするというものでございます。

第二章になります。

「1 ハルスプランにおける施策展開の方向」ということで、前回もこちらを説明いたしましたので、簡単に説明いたしますが、施策展開の方向を4つに整理して取り組むということとしております。「① 動物の適正飼養の啓発と徹底」「② 事業者等による動物の適正な取扱いの推進」「③ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」「④ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」でございます。

現在の業務内容についてでございます。

まず、「(1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務」でございますが、啓発行事の開催、小学校等での動物教室、例えば動物愛護週間での行事であるとかサマースクールということになります。適正飼養講習会の開催等々でございます。

動物の保護・収容に関する業務についてであります。動物の保護・収容について、

犬の捕獲・収容、負傷動物の収容治療、飼い主または拾得者からの犬・猫の引取を行っております。また、動物の飼養管理についてですが、収容した動物の飼養管理、飼い主への動物の返還等を行っております。動物の譲渡でございますが、譲渡に当たりましては譲渡前と譲渡時に講習会を実施しております。また、団体を通じて広く譲渡を行う取組を行っております。さらには譲渡の取組を広く周知するために、広報やPRイベントを行っております。

「(3) 動物取扱業者の監視指導に係る業務」についてでございます。業者に対しましては、苦情対応、立入検査、指導等を行っております。また、登録時及び更新時には施設への立入検査を行い、施設基準等への適合を確認しております。

「イ 特定動物に関する監視指導」としまして、ライオン、ワニなど人に危害を及ぼすおそれのある動物についてですが、飼養許可、立入検査、指導等を行っております。さらには畜舎等への衛生管理というのも行っております。

「(4) 動物に関する危機管理に係る業務」についてでございます。災害対策といたしまして、災害発生時には獣医師会等の関係団体と協働して動物救援本部というものを設置することになっております。また、動物由来感染症対策についてでございますが、動物由来感染症に罹患した疑いのある動物の隔離、検査や発生時に備えた訓練を行っております。さらには人への健康被害をもたらすおそれのある動物由来感染症に関する調査研究等も行っております。

骨子の本文の4ページの下の方に、「三施設の業務実施体制」ということで概略をお示してございます。

5ページについてですが、「3 施設の概況」ということで文字で説明しておりますが、こちらにつきまして、パワーポイントで写真を使って御説明をしたいと思います。(スライド資料2枚目)

それぞれの3施設についてですが、本所と多摩支所、城南島とそれぞれの施設の位置はこちらに書いてあるとおりでございます。色分けして管轄するエリアというものを分けてお示ししております。

(スライド資料3枚目)

まずは本所でございますが、世田谷区の八幡山にございます。京王線八幡山駅から徒歩25分ということでちょっと距離がある場所でございます。

(スライド資料4枚目)

こちらは、先ほどから御説明しておりますとおりかなり古い施設でございます。竣工が昭和49年ということでございます。猫舎、犬舎、ふれあい広場、左上は施設全体の姿でございます。

(スライド資料5枚目)

続きまして、城南島出張所でございます。

大田区の城南島、JR大森駅下車で、バスで大体30～40分のところがございます。

(スライド資料 6 枚目)

こちらの竣工が昭和 58 年ということになってございます。右上が解剖室、左下が手術室、閉鎖中でございますが右下がふれあい広場になっております。

(スライド資料 7 枚目)

最後に多摩支所でございますが、多摩都市モノレール万願寺駅下車、徒歩 20 分でございます。

(スライド資料 8 枚目)

こちらは竣工が昭和 59 年、施設の犬舎、猫舎、同じようにふれあい広場はこちらのとおりでございます。

以上が各施設の状況でございます。

続きまして、骨子の本文で申し上げますと 6 ページになります。「第三章 近年の状況と施策推進上の課題」ということで、こちらも前回説明した内容を取りまとめたものでございます。

(動物愛護・適正飼養について) でございますが、内閣府が平成 22 年に調査した世論調査によりますと、ペットを飼育している人の割合というのは全体の 3 分の 1 にも上ると。また一方で苦情や事故等も発生、多頭飼育崩壊であるとか動物の遺棄・虐待といった事件も発生しております。

(動物の引取数・殺処分数について) ですが、センターの引取数、致死処分数は大幅に減少しておりますが、苦痛を取り除くため等の必要な場合を除いた殺処分をゼロとするためには、新たな飼い主に結びつける取組をより一層強化していく必要があると考えております。また、動物を引き取る理由で大きなものとしたしましては、飼い主の高齢化や病気といったものが割合として大きいという結果となっております。

(動物取扱業者について) でございますが、都内の第一種動物取扱業者は前回でも説明しましたが、年々増加をいたしまして、平成 28 年 6 月には 10 年前の約 2 倍となり、4,500 軒以上となっております。こういった増えつつある事業者に対する監視指導については、これまで以上に効率的な実施体制の整備が必要だと考えております。

(危機管理について) でございますが、東日本大震災、さきの熊本地震の経験から災害発生における動物との同行避難を含む動物救護体制の重要性というのが改めて指摘されております。また、動物由来感染症についてですが、台湾で狂犬病に罹患したイタチアナグマと犬が確認されて、そういった対策についても引き続き重要だと考えております。

続きまして、第四章でございます。こういった現状を踏まえまして、「これからの動物愛護相談センターに求められる役割等」というところでございます。

こちらでは、センターに求められる役割、施設像と重点的な取組が必要な事項というものを整理しております。

まず、1 番目としまして「動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設」。

《重点1》でございますが「動物との共生のための普及啓発の推進」でございます。動物との適切な接し方を学ぶことは、咬傷事故や感染症の予防、また、動物虐待等の防止のためにも重要であります。そこで今後、センターは、より親しみやすい身近な施設、誰もが学べるような施設として、気軽に来所できる開かれた施設に転換していくことといたします。前回の会議で崎山委員のほうからもいただいた御意見を反映させた部分でございます。

「《重点2》幅広い啓発のための人材育成・協働」でございます。子供から高齢者まで幅広く効果的に普及啓発を進めていくためには、様々な関係者との連携、民間企業の発想力や実施能力を活用しながら施策を展開していくということが重要だと考えております。そのため、センターにおいて情報共有や意見交換、ミーティング、研修などができるような施設を確保し、関係者が集って協働するための場としていくこととします。

「2 新しい飼い主への架け橋となる施設」についてでございます。

《重点3》になりますが、「新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理」。センターが保護・収容した動物を新しい飼い主に引き継ぐに当たっては、飼養管理する体制を充実することが重要だと考えております。そのため、動物を個体ごとに管理することを基本といたしまして、種別ごとの飼養や感染症を防止するための設備など飼養環境を充実させていきます。

《重点4》ですが、「新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大」でございます。新しい飼い主への譲渡を拡大するためには、まず動物の情報を積極的に発信して、動物と新たな飼い主との出会いの機会を増やすことが重要でございます。そのため、PR行事の開催、各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、また、ホームページを通じてセンターで保護した収容動物や譲渡活動の情報を広く発信する取組を強化することといたします。

《重点5》ですが、「飼育困難となった場合の相談対応等の充実」です。飼い主の高齢化や病気などによって飼うことがなかなか難しくなった場合、センターでの引取りを行うよりも信頼できる新たな飼い主を見つけて飼養を引き継ぐことが動物にとって望ましいと考えます。そのため、センターにおきまして相談しやすい環境を整え、新たな飼い主探しを支援する仕組みづくりを進めていくことといたします。

「3 事業者等の指導・監督の拠点施設」としてでございます。

「《重点6》動物取扱業者の資質向上」でございます。事業者は自らが適正な活動を維持できるよう、その資質向上を図っていくことが重要と考えます。そのため、動物取扱責任者研修に加えまして、必要に応じて業態別の研修あるいは個別指導を行えるようなプログラムや設備を充実していきます。

「《重点7》法令遵守徹底のための監視指導」です。センターにおいては、法令等に基づく事業者の指導を徹底していくことが当然のことながら重要であると考えます。事業者が増加していることなどを踏まえまして、より効率的な実施に向けて事業者の評価

に応じた監視やICTの活用を進めていきます。事業者の評価というのは取り扱いがよいところ、悪いところといったレベル分けをして、悪いところを重点的に監視するといったやり方であるとか、ICTというのは情報通信技術のことですので、パソコンあるいはタブレットといったものを活用しながら効率的に監視を行うというものでございます。

「4 動物に関する危機管理対応の基幹施設」についてでございます。

11ページの2つ目の○のところに書いてございますが、先ほど狂犬病と動物由来感染症の問題がいろいろ発生しているという話をさせていただきましたが、狂犬病をはじめとした動物由来感染症による危害発生の防止のために、海外を含めて発生状況を深く監視をして、発生時には迅速に対応できるようにするような体制を確保する必要があると考えております。前回も小松副会長のほうから、One World, One Healthといった考えに基づいて、人と動物の感染症対策は重要ですという御意見もいただいて反映させた部分でございます。

「《重点8》災害発生時における動物救護活動」についてです。災害発生時には、被災し放浪している動物をセンター等に迅速に保護するとともに、飼い主が同行避難した動物については避難所等で適切に飼養管理されることが重要であると考えます。そのため、センターは発生時に動物救援本部の設置、連絡体制の確保等を行います。また、定期的な防災訓練などにより平常時から万全な体制を整備いたします。被災動物の一時飼養についてでございますが、センター各所において対応可能な範囲を想定いたしまして、スペースの確保やケージなどの必要な物品の備蓄等を進めることとしております。

《重点9》でございますが、「動物由来感染症等による危害の防止」でございます。センターでは、平常時から動物由来感染症に関する調査研究、情報収集を行い、こちらも訓練等の実施も含めた準備を行っていくこととしております。

最後、「第五章 今後の動物愛護相談センターの整備の方向性」についてです。

センターが今後求められる役割を果たしていくためには、機能の充実強化を進めていく必要があると考えます。そのため、飼養環境の充実や関係者との連携・協働といったものを促進するとともに、都民に開かれ、親しまれる施設として施設の充実等を図っていきます。

具体的な施設の整備方針についてでございますが、まず3施設の中でも、特に老朽化が進み、狭隘な本所については早期に整備を行うことといたします。本所の整備にしましては、現地での建替えでは十分な広さを確保できないと考えられることなどから移転改築を行うことが必要だと考えております。移転に当たりましては都民の利便性、動物福祉を考慮した飼養管理、効率的な監視指導を行うための地理的条件等、必要な敷地面積、周辺環境等を十分に考慮し、検討を行うことが必要だと考えております。また、その他の2施設の城南島、多摩につきましても、老朽化等の状況や動物の引取・収容数等々の諸状況を考慮の上、今後のあり方を検討していくことが必要だと考えております。

骨子については以上でございます。

○**林会長** ありがとうございます。

第一章から第五章まで大変ボリュームがございますので、まず2つに分けて、その後、残りのほうもまた分けて皆様から御意見あるいは御質問をいただきたいと思えます。

前半部分の第一章～第三章の3つの章で御質問、御意見ございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

一から三までの章は、これまでも説明があったところでありますけれども、追加で何か御意見、御質問ございませんか。

どうぞ。

○**渡井委員** 動物の譲渡のことでもよろしいですか。

今、センター譲渡と団体さんの譲渡の両方を行っていますね。センターでの譲渡数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

急に前ぶれなくお聞きして済みませんでした。もしわかったら教えていただきたいのです。

○**金谷動物愛護相談センター所長** 動物愛護相談センターにおける譲渡の実績は平成27年度のものになりますが、その内訳です。合計で714頭あるのですけれども、このうちの個人としては85、団体譲渡が629、1対9ぐらいです。

○**渡井委員** 個人というのは、センターの譲渡会ということですか。

○**金谷動物愛護相談センター所長** はい。それが85となっております。

○**渡井委員** それは犬、猫合わせてですか。

○**金谷動物愛護相談センター所長** 犬の合計が234になっておりますが、個人譲渡が12、団体譲渡が222でございます。猫が合計で480ありますが、個人譲渡が73、団体譲渡が407、これも15対85ぐらいということで団体の皆様には非常に御協力いただいております。

○**渡井委員** ありがとうございます。

センターから譲渡された動物に関しての不妊去勢手術の実施率というのはどのぐらいありますか。団体さん以外ですよ。

○**金谷動物愛護相談センター所長** センターからまず譲渡して、それで譲渡を受けた方にできるだけ早目に不妊去勢手術をしていただくことになっておりますので、そちらのほうでその報告をいただくのです。それでほぼ全てのものが不妊去勢手術を実施していただいております。

○**渡井委員** そんなに高くなりましたか。

○**金谷動物愛護相談センター所長** 100%でした。

○**渡井委員** そうですね、前にお聞きしたときは65ぐらいかなとか。

○**金谷動物愛護相談センター所長** こちらの不妊去勢手術につきましても、団体さんだけでなく、個人で受けていただいている方にも非常に御理解いただいております、

不妊去勢手術で御協力をいただいているところでございます。

○渡井委員 ありがとうございます。

あと、団体さんの譲渡なのですけれども、これはちょっと内容がわからないと思いますが、愛護団体さんというのはいろいろありまして、東京都さんの譲渡数は結構な数がありますけれども、そんなにたくさんの団体さんがいらっしゃるので、1団体さんが東京都から引き取る頭数というのはそんなに多くはないと思うのですけれども、譲渡を受ける場所は、1カ所だけではないのですね。ほかに他府県の犬、猫を保護、収容されている方がたくさんいると思うのですけれども、年1回、愛護団体さんがどのぐらいの数を今保有しているのかということも確認しないと、特に猫の場合はどんどんどんどん集めてしまって、結局どうにもならなくなってしまってボランティア崩壊ということもあり得るのです。そういうことで年1回に出す書類に添付をして、今、どのぐらいの犬、猫を保護していますかということも書いたほうがよろしいと思います。

譲渡譲渡とか、殺処分ゼロという言葉にちまたは賑わっていますけれども、結局、本当はセンターに入らないようにしなければいけないのです。センターに入らないようになるためには、飼っていらっしゃる方、これから一番問題になるのは高齢のおじいちゃん、おばあちゃんたちが生活の友として動物を飼うことはすごくいいのですけれども、ヘルパーさんからの相談とか結構あるのですが、行ってみると動物の世話ができないとなった時にどうしたらいいかという相談が随分あるらしいのです。それも何とか犬たち、猫たちがそこで最期を終えられるように動物愛護推進員の方が補助というか、お世話に時々行ってあげるといふ部署というのはいないですか。

○近藤動物愛護相談センター多摩支所長 御意見として、推進員の活用ということであれば、センターとしても推進員の方で出来る方にはお願いしています。センターで取り組んでいるのは、今のお話にあったような福祉関係の方、つまり、ヘルパーさんの集まりであるとか福祉協議会といったところの地域の方に機会を設けてもらって、そちらのほうで高齢者の動物の飼い方について、情報提供みたいな形で話し合いを始めているところです。そういった現場でお困りのヘルパーさんとか民生委員の方たちに、センターでできることとできないこと、また、センターに寄せられる今のお話にあるような御相談等の現状をお伝えし、実際にやむにやまれない状態になった事例もセンターにも年に何回もありますので、そういった事例と関係者がどういうふうに対応したかというのを参考までにお話ししております。ただ、まだ全ての区市町村へ伺っていませんが、今、取組としてはそういうものを始めております。

○渡井委員 よかったです。それなら安心しました。

○林会長 お一人の方の御質問、御意見はなるべく早くお願いしたい。

○渡井委員 わかりました、すみませんでした。

○林会長 なるべくたくさんの方から意見をいただければ、早く御要点だけを言っていたらと思う次第です。

いかがですか、ほかにおられませんか。

どうぞ。

○山口委員 2の中にある現在の業務内容の動物の保護・収容のところの「飼い主からの引取りに当たっては、終生飼養の趣旨を十分に説明し、やむを得ない場合にのみ引取りを行うこととしている」ということになっているのですけれども、実際は保健所に持ってこなければ終生飼養が、実際、飼われている状態がどうなのか、結局保健所には出していないけれども、そこで飼い殺しの状態という現状も結構あるのです。その終生飼養というのは、本当の意味の終生飼養をしっかりと説明し、動物福祉に配慮した飼育管理ができるように指導していただきたい。断るだけでずっとあなたは飼えますよ、飼えますよ、まだ飼えますよと何回か断れば、結局は捨てられるということにつながりかねない。あるいは家庭でもう飼い殺しの状態で散歩にも連れていってもらえない、ふん尿もその場でということにもなっている飼い主も東京でもいまだにいらっしゃいますので、その辺のところを実際どういうふうにされているのか、できれば教えていただければと思います。

○林会長 なかなか難しい話だと思うのですけれども、お答えいただけますか。

○金谷動物愛護相談センター所長 私どもはお一人お一人の方々からまずお話をきちんと聞かせていただきまして、その上で、もちろん終生飼養の意味、動物福祉に適った飼い方をまずはお願いしているところであります。その上で、どうしても飼えないということであれば、まずは御自分で次の飼い主さんを探していただくとか、御協力いただいているさまざまなボランティア団体さんたちのことも御紹介させていただいたりはするのですけれども、私たちのできる限りの中でその動物にとっても、その飼い主さんにとっても幸せな形になりますように一件一件お話をお聞かせいただきまして、その説明等をさせていただいているところです。

○林会長 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか、よろしいですか。

どうぞ。

○香取委員 動物の譲渡ということなのですが、譲渡以前に特に猫の場合、繁殖するというのが最も大きな動物愛護にかかわる問題かと思うのですが、かつて随分前に東京都の動物愛護相談センターへ連れていくと手術をしてくださったというのが15～16年前でしょうか、10年以上前に無料で手術をしていただいたという話があったのですけれども、もちろん東京都が全ての猫ちゃんの手術をするということではないのですが、各区市町村で進めているTNR、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成の制度というのは相当に広がって、今度の4月からですか、23区に助成制度がようやく整ったというところなのです。東京都がやはり旗振り役として、実際に連れていくと手術をしてくれるとか、例えば助成制度は設けたけれどもとても使いにくい助成制度、動物病院が指定されていて、それこそかの獣医師会には丸投げをして、ボランティアさんが

とても使いにくいとか、ごく一部の助成でボランティアさんが手術をするたびに何千円も1万円も払うことも実際にあつて、助成制度も生きていないところもあるかと思うのですが、その辺の東京都の指導といいますか、そういったことは、そして、具体的に東京としてのアクションというのはセンターで今後手術を行ったり、どのように助成制度を広めていくかということで、もうちょっと23区まで広がっていいと思うのですが、もうちょっと積極的な御意見を聞きたいなと思っております。

○原口環境衛生事業推進担当課長 今、いただいた御質問、御意見でございますけれども、まずセンターに連れていくと手術をしてもらえたというお話がございましたが、これは全部ということではなくて、センターで行っております飼い主のいない猫との共生支援事業というのがございますが、事業導入期のモデルプランでは、各区市町村のほうから推薦を受けた地区に関して、協働でいろいろな取組をしていく中で講習会の講師の派遣ですとか、その地域の不妊去勢手術の実施を支援するという取組がございました。そういったものはありますが、全部のところから不妊去勢手術をしてください、やりますという仕組みではございませんので、一定の地域を限ってモデルプランというものをやっております。

また、今、香取委員から23区全部で不妊去勢手術の助成の取組が始まったということでございますが、この助成に関しましても、最初は1つ、2つの区から始まってここに至っているということで、いろいろな取組というのはある程度長いスパンで取組が進んできているなと感じております。東京都としても、この不妊去勢手術の助成など区の取組というのはさまざまございますが、先駆的に行っている区の事例などは担当者会で情報共有をして、できるだけ広く取り組んでいただけるような働きかけ、財政的な支援も含めてやっているところでございます。

○林会長 そろそろ次の章に移りたいと思いますが、よろしいですか。

「これからの動物愛護相談センターに求められる役割等」は非常に重要な第四章ですが、第四章の1から順番に御意見、御質問等をいただきたいと思っております。四章の1は「動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設」についてであります。いかがでしょうか。

どうぞ。

○日柳委員 ちょっとお尋ね申し上げたいのですが、1の○の2番目に「民間企業の活用等も視野に入れ」ということを書いてあるのですが、例えばどういうことを想定しているのでしょうか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 この1のところは普及啓発という部分でございますが、東京都でも普及啓発については力を入れて、さまざまな取組をしているところでございますが、世の中では民間のイベントなどでいろいろな取組、アイデアで進んでいる部分がございます。例えばなのですけれども、東京都が事業を行うときにその事業に対して企画案提案といったやり方などもございますので、民間のアイデアなども取り入れられたらと考えて、このような書きぶりをしております。

○日柳委員 わかりました。

普及啓発活動というのは、民間の力というのが非常に大きな力になると思うので、その辺をしっかりと体制整備といいますか、あるいは連携というものが必要だろうと感じました。

もう一点よろしいですか。

○林会長 どうぞ。

○日柳委員 今は1番だけですか。

○林会長 1番だけです。

○日柳委員 それで結構です。

○林会長 2番のところはまた2番でお話しいただければと思うのですが、1番の「動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設」ということで、ほかに御意見、御質問ありませんか。

どうぞ。

○高倉委員 これは意見でありますけれども、「重点1」の○の3つ目、施設外のことについて言及をされておりますけれども、既に一昨年あたりから東京都としては、様々な都有施設を使って普及啓発のイベントをしていることになっていると思いますので、こういう中に今後「施設外」という言い方だけではなくて、都有施設、都立施設といったものも十分に活用していくということも盛り込んでいくべきではないかなと思います。

○林会長 よろしいですね。ぜひ御意見を取り入れていただきたいと思います。

どうぞ。

○崎山委員 地元の地域の地域猫というのが近所に何匹かいるのですけれども、完全に勘違いをしまして、地域猫は去勢手術も地域の皆さんがしていて、餌やりをしたりしてみんなでかわいがっているものなのかなと誤解をしていたのですけれども、今年の新年会で地元の町会の皆さんと話をしたら、実はそうではなくて、地元の地域の皆さんも我慢をしていると。好きな人が餌やりをして、増えていって困っているということも言っているのです。ただ、地元の町会もある程度寛容さを持って見ていて、絶対嫌だとか何とかしてくれということは言っていないけれども、そこの折り合いをつけるところも大事なかなと思っていまして、全てが全てきっちり地域猫がいる場所でボランティアがやっているかという、必ずしもそうでもないことに気がついた今年の正月です。だから、みんなである程度折り合いをつけていくということも大事なのかなと、感想ですけども私は思いました。

○林会長 特に動物愛護相談センターということではなくて、全般の御感想ですね。

○崎山委員 はい。

○林会長 わかりました。

どうぞ。

○水越委員 普及啓発の部分ということで、「重点1」のところに「動物との共生のため

の普及啓発の推進」とあります。どこもそうなのですが、共生のための普及啓発という子供に焦点が当てられる。これは非常に当然だと思うのですが、中高生、または獣医学を学ぶ学生であるとか、もう少し大人というか大きくなった人、または飼い主になる人であるとか、そのような大人に対してというのもとても大事なところではないかと思えます。「発達段階に合わせた」と書いてあるのですが、もうちょっと大人に対しては現実的なところですか。例えば殺処分ということでも、大人になってくると分かってくる部分、または大人になってきた段階で分かってほしい部分というところは変わってくると思えますので、もう少し上の学年であるとか、大人に対する普及啓発ということも中身の中に入れていただけたらと思えます。

○林会長 これからの整備を考えていく上で、センターは普及啓発を子供だけでなく、もう少し大人の人たちにも必要ではないかという御意見で、ごもっともな御意見だと思うのですが、何かありますか、よろしいですか。どうぞ。

○香取委員 東京都は、すばらしいパンフレットや小冊子もつくって、普及啓発に随分励まれているし、センターでもいろいろな活動をされてきたと思うのですが、急速に今、インターネットの活用ということが重要になってきていると思うのですが、インターネットでいろいろな動物愛護の情報や動物福祉であるとか、アニマルライツとかいろいろなものが踊っているのですが、東京都としてインターネットを大いに活用して普及啓発を行っていく予定はないのでしょうかと思いました。

○林会長 これは、ぜひお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 東京都としても、インターネットというものをうまく活用して、多くの方に動物愛護、管理の取組をしていただきたいということを考えております。実際に冊子あるいはDVDなどもダウンロードをして見ていただけるようにするとか、あるいは譲渡の関係のいろいろな情報を既に動物愛護相談センターのホームページに載せるようにしているということで、東京都の取組はそういうツールを使って、あとはそういうツールが使えない方に対しても意識しながらうまくやっていきたいと考えております。

○林会長 よろしいですか。

もう既にホームページ等でやっておられるわけですが、今後はSNSの活用というのもぜひお考えいただければと思えます。

ほかに御意見なければ、極めて重要な第四章の2は「新しい飼い主への架け橋となる施設」。要するに、譲渡のところがこのセンターの今後の基本構想でどのようになっているのか、また、どうすべきかということについて、御意見あるいは御質問があればということですが、いかがですか。

どうぞ。

○渡井委員 今、センターでお見合いという譲渡した動物たちの後のフォローはどの程度できているのでしょうか、飼い主さんとのつながりというか。お渡ししたから終わり

ではなくて、その後のフォローがいかに大切かというのが譲渡の一番重要なところだと思います。

○**金谷動物愛護相談センター所長** 譲渡した後のフォローということですね。

○**渡井委員** はい。

○**金谷動物愛護相談センター所長** まず、譲渡を受けていただいた方々からは書類で報告をいただいております。その際にはいつ犬の登録をしたのか、いつ不妊去勢手術をしたのかという日付、どこの動物病院でやったのかということも盛り込んでいただいておりますし、写真を一緒にいただいております。御家族の方々と犬や猫の非常に幸せな感じの写真をいただいておりますので、そちらをもちまして、譲渡した先のフォローとさせていただきます。

○**林会長** よろしいですか。

○**渡井委員** わかりました。

○**林会長** ほかにいかがですか。

どうぞ。

○**水越委員** ここでは譲渡というところがメインに置かれていますけれども、私も譲渡の推進というのは非常に大事だと思うのですが、適切な飼養管理というところがとてもやるべきことなのかなと思います。それを考えると、先ほどの1の普及啓発と重なるかもしれないのですが、新しく飼い主になるには、東京都から譲渡された飼い主以外にもいろいろなところからというかペットショップも含め、いろいろなところから動物を入手される方もいらっしゃると思いますので、譲渡前教室というところでも譲渡を受けるための教室という形になってしまっていますが、例えば新しく飼い主になりたい人というところまで開放していただくと、適切な飼養管理とは何かということを広く訴えていただくと非常にすばらしいのではないかなと思います。

○**林会長** ありがとうございます。いかがですか。

これは直接議題2には絡まないのですが、もっと広く第1にもかなう、第3の事業者等の指導・監督をどうしていくかということと、譲渡ではなくていろいろなペット業界から入手した動物たちのためには事業者たちのレベルアップというのは当然必要なので、それぞれに絡む問題ではありますけれども、いかがですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** やはりセンターから譲渡を受ける人を対象にした講習会のみならず、これから犬を飼おう、猫を飼おうという方に対しても、適切な飼養管理の方法ですとか、飼う前に自分たちの生活にどんな犬や猫が合っているのかというものも含めて、情報を提供させていただくのがとても大事なかなと感じております。御意見を参考にさせていただきたいと思います。

○**林会長** ありがとうございます。

どうぞ。

○**山口委員** 水越先生の意見には全く賛成なのですが、それと同時に飼うときは本

当に幸せだったのですが、家庭でちょっと困ったなということが発生したときに身近に相談できて、問題が大きくならないうちにトラブルが解決できればそのまま幸せにともに暮らす、生活ができる。そのちょっとしたトラブルをそのまま放置していくと大きなトラブルになって、結局は飼い続けられないということにつながっていくと思いますので、その辺のちょっとしたトラブルのうちに問題を解決して、よい生活へ向かっていくことをサポートするようなシステムを東京都でつくっていただけないかなと思います。書類だけでどうですかと聞いても、大体皆さんは見えを張って大丈夫です、良い子にしております、写真もいいときだけの写真を撮ってお渡しすれば、その後のちょっとしたトラブルがわからない、こんなこと聞いてもいいのかなと思ったときに、もっと身近に相談できる場所があれば聞いたのにと人があるかもしれない。ですから、その辺を東京都で幅広く受け入れてもらえるようなシステムをつくっていただけたらなと思います。

○**林会長** よろしいですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 9ページが一番の下の方にも書かせていただいているのですが、動物をめぐっては飼っているときにいろいろな困りごとが出てくる、そのときに気軽に相談できる人がいれば、より早く自分の悩みが解決できるのかなと考えておまして、住民に身近なところで相談に的確に対応ができるような区市町村も含めての技術的、専門的な助言、指導を東京都で行っていきたいと思っておりますし、センター自身の相談機能も充実をさせていければと思っております。

○**林会長** よろしいですか。

○**山口委員** 大きな困りごとまでいかななくてもという意味です。

○**林会長** 日柳委員。

○**日柳委員** 「重点3」の譲渡前の飼育管理といいますか飼養の中で、なるべく多くを譲渡できるようにということで飼養期間が長期化されるというケースが今度出てくると思うのですが、その前の文章の中で「そのため、動物を個体ごとに管理することを基本とし」。実は欧米、特にヨーロッパでは群飼、アメリカでも群飼、個別飼育はなるべくしないようにという方向が今出ておまして、そういう指導をどんどんしているような状況の中で、基本ということでよろしいのですが、これをずっと読んでみると動物のストレスのために1匹飼いのほうが良いような文章のように読み取れるケースもあるので、その辺を配慮した文章にさせていただいたほうがいいのかもわからない。おおむねの傾向から見てそういうふうに感じました。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきます。と思っております。

○**林会長** ストレスをなるべく与えないような飼育方、飼養法ということですね。どうぞ。

○**高倉委員** 意見になってしまいますけれども、「重点4」のところですが、情報の提供

と譲渡会等の場の提供としての施設の活用ということが書かれていると思いますが、やはりこの場を提供していくということが極めて大事だと思っています。以前、東京都内のある区の普通に区民が使う施設で民間の団体の方々が譲渡会をやっていたと。通常動物はもしかするとうるさいかもしれないとか、臭いをつくかもしれないみたいな心配をよく言われるわけですけれども、見た限りではそんなことは全然なくて、非常にいい形でやっていたと思っています。そういう意味では、情報の発信と場の提供ということについて施設にとどまらず、場を提供するための拠点としての役割を果たしていくべきではないかなと思っています。

「重点5」に関係しますけれども、飼い主の高齢化によって飼養が困難になるということがこれからどんどん高齢社会が進展していくと出てくると思うのですけれども、例えば横須賀の特養のホームで入所者と一緒に飼っていたペットと同居することができる、こんなことをやっている全国でも非常に珍しい特養施設があって、私もそこへ行って見してきました。そこでいろいろお話を聞いたときにどうしてそんなことを始めたのかということを知りましたら、以前、特養の運営というよりは在宅の介護の事業を中心にやっていたわけですけれども、そこで高齢者の方が施設に入るあるいは病院に入るといった状況の中で飼っていた動物が行き場を失ってしまっているという状況にたくさん直面したために、自らそういう特養を運営していきたいとなったというお話を聞きました。

したがって、「飼養困難となった場合の相談対応等の充実」の「重点5」でありますけれども、例えばそういう場面に直面している介護事業者ともよく連携をしていくことによって、的確な情報をつかむことができるのではないかなと思っていますので、それはぜひ考慮していただきたいと思います。

○林会長 ありがとうございます。大変すばらしい御意見だと思います。実際に見てこられたわけですし、今後そういう施設がどんどん増えてもらうためのセンターの役割もあるのではないかなということですが、よろしいですか。

どうぞ。

○渡井委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、登録譲渡団体との合同の譲渡会ということで書かれておりますけれども、たしか東京都は譲渡団体さんの譲渡会のPRというものを掲載していましたね。そこを見たのですけれども、結局その譲渡会の場所が「東京都に限る」と書かれていませんでしたか。私たちは東京都に隣接しているのですけれども、お借りしている施設が横浜市になってしまうのです。そうしますと、結局、私は出せなかったのですよ。東京都といっても隣接しているところがありますので、里親さんは両方から来るわけですよ。だから、もしできましたら神奈川県になってしまいますけれども、譲渡団体さんがやっている譲渡会を東京都のほうでPRというか宣伝していただけたらすごく助かるのです。

○林会長 いかがですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 動物愛護相談センターのホームページで、11月から各登譲渡団体さんがやっている譲渡会の案内を出すように、皆様に広く公開しております。そのやり方については始まったばかりということもございますのでちょっと検討させていただきたいと思っております。

○**林会長** よろしいですか。

どうぞ。

○**崎山委員** 高倉委員と同じで、私も一度譲渡会を見に行ったことがあって、場所が区の保健所の中庭か何かでやっていたのです。もちろん自分は動物を飼えないので見ていただけなのですが、この譲渡会というのは区で連携をしながらやっているのですが、私は自分の区しか知らないのですけれども、区市町村の対応の仕方によって濃淡があるのか、余りこういう場所でこういう発言をしてはいけないかもしれません。余りやる気のない区と一生懸命な区があるのか、それがあって協力的な区に譲渡会をどんどんやらせてもらって、どんどん飼育困難な動物を譲渡するような関係にあるのか、そこら辺の感触というのはどうなのですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 実際に区の施設で譲渡会ができるというところもございますし、まだまだ区の施設の利用については慎重な対応をされているところもあると思います。ただ、やはり身近なところで譲渡会ができるというのは動物にとっても、譲渡会をやる側にとっても非常に利便性が高くなるのかな、負担も少なくなるのかなということは感じておまして、私どもとしましては、もちろん各区のいろいろなお考え、やり方、対応の方針などもあるとは思いますが、担当者会などで先行的におやりになっている区を取組などを情報提供することによって、こういう取組が進んでいるのだなという参考にしていただけるのではないかと考えております。会議体などを使って情報提供をこれからもしていきたいと思っております。

○**崎山委員** この譲渡会というのは、やはり飼育困難な方のための相当な成果は上がると見ていいわけですか。

○**原口環境衛生事業推進担当課長** 譲渡会が行われて、そこに参加する方がいらっしゃれば保護犬、保護猫の譲渡が進むのではないかと考えております。

○**林会長** よろしいですか。

どうぞ。

○**有田委員** 譲渡会では、頭数が限られてくると思うのですが、そういうときには大体人懐っこいとか、いろいろな犬、猫がいると思うのですけれども、そういう猫や犬をたまたま出会えなかったというときには、同じような猫をあちらこちらという感じで連れていくということなのですか。私は民間団体の譲渡会には行くのですが、東京都のものには行ったことがないので、その様子がちょっと分からなくて、先ほどからいろいろ伺っていて、私は海外にそれほど詳しいわけではないのですけれども、それはすごくいいタイミングもあったりするでしょうけれども、何度も譲り受けた方が犬なら犬に何回も会

いに行って、一番相性のいいものと出会うという形で幸せに飼われる犬、猫があると思うのですが、そういうことはなかなか難しいのか。

それからお話を伺っていて、素晴らしい条件を進めていただいているということで、東京都は恵まれているなという感じでお聞きしていたのですが、長くなって申しわけないですが、そういう中で譲渡会に選ばれていくというかもらわれていくという意味ではなくて、譲渡会を開くときの大体平均的な犬とか猫の感じをちょっと教えていただきたい。

○**林会長** 質問の意味がお分かりですか。

○**渡井委員** 譲渡会というのは、別に東京都にいる猫ちゃんたちを連れ回して譲渡会ではなくて、ほとんどが愛護団体さんが主催で場所をお借りしてやっているのです。そのときに出会いの場ということでいろいろな箇所に連れて行って譲渡会をやっているのですけれども、だから区でやっているということではないのだと思うのです。

○**有田委員** そうであれば分かるのですけれども、区でおっしゃったから。

○**林会長** 会場として、区を借りていることもあるということです。

○**香取委員** 譲渡会の話が出てきたので、譲渡会を主催しているということでお話しさせていただきますと思うのですが、千代田区の場合は17年前、平成12年から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業を初め、飼い主のいない猫への取組がどんどん進んでいます。これはもともと動物愛護だけではなくて苦情対策も大きかったのです。議会全会一致で決まった不妊去勢手術の助成事業、助成制度ということで今に至って、それが広がってきて譲渡支援事業も行っているわけです。

千代田区の場合はそんなわけで「殺処分ゼロ」という言葉はいいかどうかといういろいろな議論があるのですが、とりあえず東京都のセンターにお世話になっていなくて、多分非常にうまくいっている千代田区の例なのですが、今は2年前ぐらい前から不妊去勢手術はほとんど地域の猫には行われていると。千代田区の場合は余り「地域猫」という言葉は使っていません。地域社会みんなが猫を許容して、不妊去勢手術の後は地域社会が認めてきて、すごい勢いで減少していったので路上死体数で言えば5分の1まで減っています。

その中で、2～3年ぐらい前から非常に強く譲渡支援事業というものを千代田区として行ってまして、どういうふうに行っているかということ、千代田区と動物愛護団体が共同開催で譲渡会を行っています。会場は千代田区役所です。宣伝は区の広報広聴課から報道機関に譲渡会のプレスリリースを流しています。時には新聞にも報道されますので、多くの人に集まっていただき、区内外の方にこちらの条件に整ったものを譲渡しているわけです。大体土日に行われるのですが、職員の方も出てきていただいて、皆さんと一緒にやっている譲渡会です。多分いい例だと思うので、それで実際に譲渡を進めていて、その後のフォローも含めて譲渡しっ放しではなくて、その後のフォローアップも相当にしていますし、極端な例では、譲渡した御家族が超高齢なお母様と思いがけず50

代でがんの末期で、今はもう緊急入院もされていて、もう自分はいなくなるからお譲りいただいた猫ちゃんを何とか再譲渡してほしいということで土曜日の夜中に迎えに行きました。実際緊急入院されているので、それもできているのは千代田区の場合は区と行政と共同で職員が昼間から動物のことをやっているの、議会全会一致というのもみそで、政治的判断で行政職員も動いているから全てうまい方向に行っています。

譲渡を受けた人たちは、余り馴れていなかった猫だけれども、今ではそんなことを忘れて家族の一員と。猫だけで申しわけないのですが、大変猫と暮らす喜び、幸せ、家族みんなが幸せだと言っているの、そういったこともインターネット、SNSと会報をつくってどんどん発信しています。ですので、譲渡会というのはそういう形もあるのではないかと。民間団体だけではやはり厳しいかなと思うので、自治体を挙げてやってもいいのではないかなと思うのです。民間の団体では動物とともに場所がなくて困っているのです。別に区役所で1件も苦情もありませんでした。千代田区役所はとてもきれいでいろいろな人が使える場所ですが、アレルギーであるとか苦情は全くありませんでしたので、思い切ってやってみたらよろしいのではないかなと思います。

○林会長 ありがとうございます。

具体的な例を出していただきましたのでよくわかりいただけたと。よろしいですね。

○有田委員 ありがとうございます。

私も千代田区に事務所があるので、以前は耳がカットしてある猫がたくさんいたのですが、最近見かけなくてそれはそれでちょっと寂しいのです。私自身も捨て猫を2匹譲り受けて飼っておりますので、最初はなれていない猫でももちろん愛情をかけて育てれば非常に懐くということも十分承知しています。この、区で行うというのと民間でというところを、もう少し具体的にこういう形であれば望ましいということが書かれてあればと考えましたので、そういう意味で確認させていただきました。ありがとうございます。

○林会長 ありがとうございます。

それでは、次の第四章の3「事業者等の指導・監督の拠点施設」としてのセンターの将来の役割です。これについては御意見、御質問ありますでしょうか。

それと同時に第四章の4は、「動物に関する危機管理対応の基幹施設」ということでのセンターというのは、大地震が起きたときにどうするのかといったようなときに基幹施設になるわけで、そのセンターとしての役割は両方とも拠点施設なり基幹施設ということですが、どちらの問題でも結構ですけれども、御意見、御質問がありましたらおっしゃっていただければと。

どうぞ。

○水越委員 具体的にどういう施設をつくっていくかというところにかかわってくると思うのですけれども、当然被災等が起こったら一時収容体制が必要になってくると思うのです。また、先ほどの2の最後、10ページの一番上に書いてあるような多数、多頭

飼育崩壊であるとか、多頭の動物が一度にたくさん入ってくるということで、収容部分というのはやはり広くしなければいけないところも出てくると思うのですが、それにかかわることとして、プラスで譲渡を増やしていくということで収容頭数が増え、その収容期間が長くなるということになってくると、例えば災害が起こったときに既に施設にたくさん動物がいるときに一時収容というのが難しくなってくることもあると思うのです。なので、どれぐらいの規模の施設をつくるかという非常に難しいところではあると思うのですけれども、全てのことを考えながらやっていかないと、ただただ収容頭数を多くすると、今度は恐らくその管理をする職員がそんなにいるのかという問題にもつながっていくと思います。非常に難しい問題だなと思いつながりながら読んでいたのです。

もう一つは質問なのですが、災害が起こったときにということを考えると、現在のセンターの場所というのが例えば多摩支所は非常に川の近くにありますが。城南島は非常に海の近くにあるのですけれども、災害が起きたときにあの土地は大丈夫なんでしょうかという心配もあるのですが、いかがなんでしょうか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 施設自体は、もちろん耐震化ということでしっかり耐震設備を整えております。ただ、災害がどこで何時起こるか分からない中で震源との関係もあろうかと思いますが、あそこの場所が地震のときにどうなるかということ自体が詳細をはっきりまだ想定ができていないといえますか、よく分からない部分があると思います。

センターのほうで情報はございますか。

○金谷動物愛護相談センター所長 現在は、各施設にある地域の防災マップで確認しておりますけれども、今のところ未曾有の大災害ということのない限りは3施設とも十分機能を存続していけるものと確認しております。さらに現時点においては、それぞれ3施設で相互に互換をしていくような体制をとっていくということを想定しております。

○林会長 ありがとうございます。

この問題は、次の第五章に非常に大きくかかわる問題でありまして、ぜひ第五章も少しお時間をいただいているいろいろな御意見をいただきたいと思うのです。

○水越委員 今のところに続いてで申しわけないのですけれども、もう一つ、先ほど言いました設備は五につながると思うのですけれども、施設をつくっていくところで3番の指導・監督もここに書いてあるように事業者が非常に増えていると。言ってしまうと仕事量が多くなっていく。譲渡の推進であるとか災害というところで、業務自体が恐らくかなり昔に比べれば増えているのだらうなというのは非常に簡単に予想できるようなことだと思うのですけれども、難しいことなのかもしれないのですが、例えばこれで業務が増えたから、新しい施設ができるから職員が増えていくというのはきっとなかなか難しいところなのですね。今の状況でできるだけやりやすくするよという形での施設の改善ということをお考えになっているのでしょうか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 業務というのは、確かに昔に比べると多様化していま

すし、相談の内容も多様化していますし、事業者数も多くなっているということでございますが、できる限りいろいろ工夫しながら、対応できるような形で考えていきたいと思っております。

○林会長 これも第五章と非常に大きく絡む問題で、実際にもう第五章に移ってよろしいですか。

第五章は、「今後の動物愛護相談センターの整備の方向性」という非常に大きなタイトルではありますが、今、水越委員も言われましたけれども、整備は、基本的にここでは人的な要素は欠かせないことではあります。つまり、先ほどからいろいろ御意見を聞いていると、フォローアップから何から全部やるとなったら今の人数ではできっこないのです。そうなったらどうするのかと。一般的な方向はどの組織でも、特にこういった問題に関わるということはボランティアの方々、民間との協働、連携という先ほどの譲渡についてもまさにそうですけれども、そういった方向に全体は動いていますが、東京都としての基幹的な職員がどのぐらい確保されるかというのは、これも本当は大きく言えば整備の方向性なのですが、きょうここで論議すべきことはそういった問題も含めてよろしいのですか。むしろ施設ということで限定したほうがよろしいですね。

施設についても、私は今の3施設は物すごく悪い言い方をすれば、殺処分するための施設というこれまでの大きな流れの中でできた施設だろうと思います。大体言ってみると駅から極めて遠い。これは譲渡に全く向いていない、駐車場がないから車もとめられないというのは、まさに大型犬などはだっこして帰るのかという話になってしまいますけれども、つまり、今の3施設は場所的に考えてもかわいそうなペットたちを安らかに眠らせるための、なるべく人気につかない、極論すればそういう感じの大きな流れの中でできた。あの当時はやむを得なかったのだろうと思うのです。しかし、今はもうそういう時代ではありませんので、今の時代にふさわしい施設というのはどういう施設なのか。これをここにいらっしゃる委員の方々はいろいろな思いがあると思いますが、時間が極めて限られていますので、御意見あるいは御質問についてこれから20分ぐらい受け付けたいと思いますので、どうぞ、おっしゃっていただけませんか。

どうぞ。

○小松副会長 私も3施設は前々からよく知ってまして、本当に老朽化していて、管理するにはいいけれどもというところなのでしょうけれども、今、ずっと話があった機能充実の方向で行く場合には、本当にこの3か所ではもう無理だなと私は本当に思っています。だから、新たな都民が集える、駐車場もあって、機能充実ができるセンターを希望するというので、内容は細かいところがたくさんあるのですけれども、非常にいい骨子ができているとは思っているのですけれども、細かいところはその中で改善していけばいいのかなと思います。

○林会長 ほかにいかがでしょうか。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 新しい本所は移転改築が必要と考えられておられるのですが、場所的なことはまだ全然検討の途中ということなのですか。どうしても今までから新しい施設を建てるといっても、犬の鳴き声あるいは迷惑施設ということで周りの住民から反対を受け、やはり駅から遠いところになりがちなものですから、犬の頭数は少ないのですけれども、まだ全然場所が決まっていないのでわかりませんが、どうしてもちょっとは駅から遠くなのであれば、猫の場合は犬のようにわんわん鳴きませんのでサテライト的なものを街の中心に持っていくことは可能かなと思うのです。

海外で本所はちょっと郊外、サテライトを街の中心でマンションの1階的なところもあるのです。猫の場合はそんなに広くない。それでも自由に猫ルームという形でゲージがばあっと並んでいるというより、猫が自由に遊んでいて、そこのお世話とかで中心になる人はスタッフでいらっしゃいますが、かなりボランティアさんがお世話されていて、土曜日も日曜日も空いていますからみんな家族揃ってそこに見に行けるというところをつくっていらっしゃるところが多いのです。ですから、その辺のところも少し考慮されてもいいのかな。

町中にあると教育もしやすいです。人が集まりやすいですし、いろいろなもので講義ということもあるかもしれませんが、パネルとかいろいろなもので啓発することも人がたくさん集まれば可能かなと思いますので、その辺のところもまだ場所がわからないので何とも言えませんが、ちょっと考慮していただいたらなと思います。

人的なことはここではということなのですが、権限の要るものはどうしても都の職員でないとできませんが、譲渡のフォローアップであれば動物愛護推進員もそれだけのことができるのではないかと思うのです。実際、ほかの自治体でフォローアップは動物愛護推進員がやっているところ、あるいは前もっての家庭が本当にここは飼えるかというのをチェックするのも動物愛護推進員がやっているところもありますので、そういうことも考えていただいてもいいかなというふうには思います。

以上です。

○林会長 東京都の正規の職員を増やしてくださいということはなかなか私たちは言えないのですが、そういうボランティア、動物愛護推進員の方たちとの連携等についてはこの委員会であっても当然話題になることで、ありがとうございました。

この老朽化したというのは本当はつらいことなのですが、いいチャンスと捉えられると思うのです。要するに、これからあるべき動物愛護相談センターをつくりあげることができる。しかも、東京都は1坪当たりの土地代が極めて高いわけで、しかも、便利がいいところであればあるほど高いわけで、しかし、そういうところほどボランティアの人も集まりやすい、一般の人たちも集まりやすい、非常に利便性があるわけですけれども、人口密度が高い、土地代の高い東京で新しい都市型の動物愛護相談センター、今、地方でいろいろないい意味での動物愛護相談センターができています。ふれあい広場などは非常にきれいにつくっておられるところもあるけれども、あれを東京都で望む

とすれば郊外に行くかという話になってしまいますので、やはり東京都は比較的裕福な地方自治体というか、最も裕福といってもいいかもしれません。そうではありますけれども、今、どの国も、どの自治体にも財政的には非常に厳しい状況の中にありますので、本当に実現可能性の高いことで私たちが委員会として、何らかの御意見を差し上げられればと思います。

水越委員、どうぞ。

○水越委員 私も山口委員と似たようなあれなのですけれども、動物由来感染症の危害防止であるとか狂犬病が発生したとき、狂犬病以外のものでもということを見ると、余り都市に持っていてもあれなのかな、今の地区がいいのかなと思うのですけれども、普及啓発、譲渡に関しては都市部にあったほうが当然いいと思うのです。ですので、これは理想なのかもしれないのですけれども、普及啓発と譲渡に関するセンターというか、それこそこういうビルのワンフロアでもいいかと思うのですが、そこで譲渡会をするであるとか、普及啓発の場というのが非常に便利なところであって、いわゆる保護管理、またはそれ以外の災害時であるとか、感染症等のものであるということをするのは今のような場所という分け方もあるのかな。最近、幾つかの自治体が譲渡に特化したセンターというのもつくってきています。そのように都民の方が非常に明るくて、来やすいということを考えても、そういう普及啓発の場であるとか、譲渡会の場所提供という意味でもそういうセンターと補完のセンターということに分けることもできるのではないかと思います。

○林会長 ほかに御意見は、どうぞ。

○小松副会長 水越委員は現場とサテライト的なところを分けるという意見でした。ただ、私はやはりセンターでは情報を一元化。動物行政に関してはいろいろな災害時も動物愛護的なところをいろいろ一元化し、実際に行えるところをより充実する。その後に、いろいろなサテライトができればと思います。

○林会長 いろいろな御意見がありますけれども、私は獣医師として見た場合、仕事は日常的にできるような形のほうがいいと思っていますけれども、それはやはり都市部のほうです。日本にはありませんけれども、狂犬病とかいろいろな感染症のことを考えて都市部がだめだというのだったら、都市部で動物を飼うのをやめさせなければいけないことになってしまいますよ。やはりきちんとした飼い方を率先して動物愛護相談センターがやれば、都市部でも全く問題ないだろうというふうには思います。予算的な問題でたくさん施設の、人員の問題もあるので、そこは非常に工夫していただいて、なるべく今は限られたニーズでやっていらっしゃるけれども、それでできる範囲を少しでも広げていただくということと、集合住宅型になるような形でもし考えていくとすれば動物にとって本当に快適な環境はどうなのか、猫の場合と犬の場合は全く違いますし、一番新しい知見を考慮した居住区といいますか、そういう場所をこの機会に老朽化したということでぜひお考えいただければと思いますが、いかがでしょう、ほかに御意見よろし

いですか。

私だけ話しますけれども、追加でこういうふうにつくりたいとかこういうふうにもっていきたいというのは、東京都の御意見というのはどうなのですか。私たちの意見を参考にしなすと言われて、結果的に全然参考になっていないというか、参考にしなすというのはほとんど聞いていないという言葉という同義語というのは昔からよく言われていますけれども、やはりできることはできる、できないことはできないのですよ。できないことは私たちもよく分かっていますので、せめてこういう形でやりたいという方針はないのですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長 東京都の考え方というのは、第五章のところに書いてあるような内容でございます。本日先生方からいろいろ御意見をいただいた中で、群管理のことが出ておりました。私どもはもちろん今まで収容施設から譲渡拡大施設への転換ということで、まずは個別にしっかり管理をして、健康状態などをチェックして健康管理を行うという意味で個体管理ということで書かせていただいています。そういったものが終わった段階である程度群管理をしていくということも海外の知見では、方向性としてあるということなのかなということで先ほどの御意見を伺っていたところなのですが、もうちょっと詳しくその辺を委員の皆様の方から群管理について御助言があればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○林会長 特に群管理をして、とてもうまくいっている諸外国、欧米で、日柳委員は行ってこられたのですか。それをちょっと詳しくお話しいただけますか。

○日柳委員 ヨーロッパでは、例えばスイスとかオーストリアあたりが結構厳しい動物愛護の法律がありますので、そういう中で群管理というものが定められているのです。そういう意味では、これは場所の問題なのです。建物がだだっ広いというのではなくて、運動ができるという最低限の敷地がかなり要るのではないかと。これはアメリカも同じなのです。建物も広いですが、建物の中でも広いスペースが必要だし、やはり運動というかエクササイズという言葉を使っているのですが、それをかなり重要視しているということで、そういう意味でのフィールドというのが感じたところで広がったのですから、そういうことが果たして日本では可能かどうか分かりませんが、そういう意味です。

○林会長 どうぞ。

○原口環境衛生事業推進担当課長 そういう意味で申しますと、私どもももちろん健康管理の部分からは個体の管理ですが、運動スペースについてはしっかりとって、動物たちが運動できるようなものを設けたいというふうには思っております。

○林会長 ありがとうございます。

日柳委員にさらにお聞きしますけれども、スイスとかオーストリアは普通に飼っている犬は大体町中で、自宅の狭いところで飼っているわけですね。運動と言えは散歩ですね。当然ながら公園をそういう運動の場として、市なり、国なり公園の持ち主が開放し

ているという状況が日本よりも恐らく進んでいると思うのですが、いずれにしても、群管理をとると例えば犬などは大抵の飼い主は複数飼いをしていない。猫は結構複数頭飼っていますけれども、それ以上に施設というのは愛護相談センターですが、向こうで収容されている動物たちがもっと群管理が必要だというのは、飼い主が基本的に面倒を見切れないところの精神的なストレスをおさえ、よりそういうところを重視しなければいけないという理念なのですか、そういうことですか。普通の家庭で飼われているペットの犬や猫は別に群管理されているわけではないですね。にもかかわらず、そういう定めをちゃんと動物愛護センターに当たるところの施設が持っているという定めがあるということは、普通の各家庭で飼われているペット以上にきちんと精神的なストレスを飼い主がいなくない状況の中でなくしてあげたいということですね。

○日柳委員　そういうことです。

○林会長　ほかに御意見、御質問はありますか。
どうぞ。

○日柳委員　これはこの施設が3か所だけなのですが、先ほどのサテライト方式というのがあったのですけれども、今、どちらかというところ西側、南側に比較的多いといいますか、足立だとか、場合によっては板橋、練馬だとか、あるいは所沢とか北側のほうに位置するような新しいプラスワンの発想というのは予算的には無理なのですか。

○原口環境衛生事業推進担当課長　今の3か所プラスもう1か所ということでございますね。それについては、さらにもう1か所という考え方はしていないということでございます。

○林会長　ほかによろしいですか。

よろしいようでしたら、今日の議題としては第五章、今後も基本的に出ました皆様の御意見を踏まえて、東京都は引き続き動物愛護相談センターの整備計画を検討していただきたいと思っております。

今日の議題は、ここまでと最初からお伺いしていますが、それ以外に事務局のほうから何かございますでしょうか。

○原口環境衛生事業推進担当課長　本日は、たくさんの貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。皆様に2点ほど御連絡がございます。

まず1点目でございますが、パブリックコメントについてです。本日お示しした「動物愛護相談センター整備基本構想（骨子）」については、同じものを都民の皆様から広く御意見をいただきたいと考えております。期間は平成29年2月9日から2月22日までを予定しております。実施に当たっては、報道発表を行うとともに福祉保健局のホームページにも掲載をする予定にしております。

2点目でございます。次回の審議会でございますが、3月28日火曜日、夕方の17時からを予定しております。次回の審議会では、パブリックコメントの実施結果を報告させていただきます。引き続き動物愛護相談センターの基本構想について御議論、御

審議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○林会長 委員の皆様から何かありますか、よろしいですか。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたします。進行を事務局のほうにお返しします。

○原口環境衛生事業推進担当課長 林会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたりまして、御意見を賜りましてありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、引き続き東京都として基本構想の検討を進めさせていただきたいと考えております。

それでは、これで閉会といたします。ありがとうございました。

(午後4時12分 閉会)